

## 特別保育保育料

## ☆利用月の翌月に集金袋により集金

### ○ 1号認定(3・4・5歳児)

一時預かり(幼稚園型) 月10日限度で利用可

実施日	利用時間	日 額	食事にかかる費用 (食べた場合)
月曜日～金曜日	14:00～18:30	250円	おやつ代 50円
月曜日～金曜日(延長)	18:30～19:00	100円	—
土曜日	8:30～17:30	1,000円	給食代250円 おやつ代50円
長期休業日	8:30～18:00	1,000円	給食代250円 おやつ代50円

※ 生活保護法による被保護世帯は無料になります。

※ 市から保育の必要性が認定された方(施設等利用給付2号認定)は、無料になります。

※ 同月において、同一世帯から2人以上の児童が一時預かりを利用する場合(兄弟姉妹利用に限る)は、上記より算定した額の一番高い児童を1人目として数え、2人目以降の者に係る一時預かり保育料は算定した額の半額とします。

### ○ 2号認定(3・4・5歳児)・3号認定(0・1・2歳児)

(1)延長保育料

区分(保育の必要量)	利用時間	月 額	日 額
保育短時間児	16:30～18:30 (土曜日:16:30～17:30)	2,000円	200円
保育短時間児・標準時間児共通	18:30～19:00	1,000円	100円

※ 生活保護法による被保護世帯は無料になります。

※ 利用時間の区分ごとに算定した額が、それぞれの月額を超える場合は、その月額が上限となります。

※ 同月において、同一世帯から2人以上の児童が延長保育を利用する場合(兄弟姉妹利用に限る)は、上記より算定した額の一番高い児童を1人目として数え、2人目以降の者に係る延長保育料は算定した額の半額とします。

(2)土曜保育

区分(保育の必要量)	利用時間	
保育短時間児	時間外保育	8:00～8:30
	保育時間	8:30～16:30
	延長保育※1	16:30～17:30
保育標準時間児	保育時間	8:00～17:30

※ 1:延長保育料がかかります。金額は上記(1)延長保育料参照。